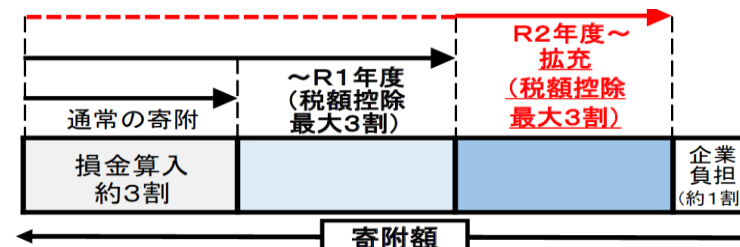


企業版ふるさと納税



町外の企業から、御船町に寄附をすると法人関係税を税額控除



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※本社が御船町にある場合は**該当しない**。

企業版ふるさと納税に関する【お問い合わせ先】
御船町役場企画財政課コミュニティ推進係 TEL:096-282-1263 (直通)

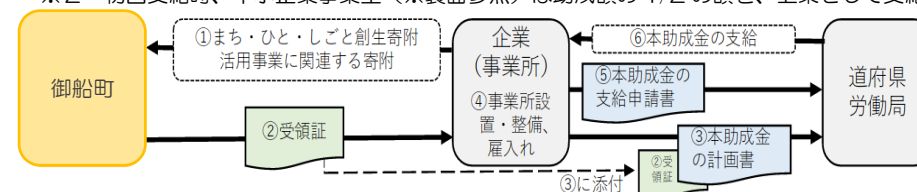
企業版ふるさと納税と連携した地域雇用開発助成金

企業版ふるさと納税で寄付をした事業主が、御船町で新たに事業所を設置・整備を行うとともに**地域求職者を雇い入れた場合**、対象労働者の増加数と設置・整備費用に応じて**一定額を助成**

	対象労働者の増加人数 (人)							
	3~4		5~9		10~19		20~	
設置・整備費用	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円以上 1,000万円未満	48	60	76	96	143	180	285	360
1,000万円以上 3,000万円未満	57	72	95	120	190	240	380	480
3,000万円以上 5,000万円未満	86	108	143	180	285	360	570	720
5,000万円以上	114	144	190	240	380	480	760	960

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給

※2 初回支給時、中小企業事業主(※裏面参照)は助成額の1/2の額を、上乗せして支給



(1) 対象期間

3年間(1年ごとに3回) ※2年目以降は雇用者数の維持等の要件あり。

(2) 助成内容

対象労働者の増加数(3名以上)と設置・整備費用に応じて右表の額を助成。ただし、1事業者あたり1回のみの助成。

※ まずは、商工観光課企業誘致係までお問い合わせください。
御船町役場商工観光課企業誘致係 TEL(096) 282-1226 (直通)

企業版ふるさと納税と連携した地域雇用開発助成金申請について

支給の流れ

≪前提条件≫ 町へ納税し、受領証を受け取る。

計画日

- ① 「計画書」を管轄労働局長に提出する。
＜創業の場合＞
「申請事業主の履歴書」も併せて管轄労働局長に提出する。

計画期間(最長 18 ヶ月)

② 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・設備を 300 万円以上行う

③ 要件を満たす労働者を雇い入れ、3人(創業の場合は2人)以上を増加させる

完了日

- ④ 「完了届(第1回支給申請書)」を管轄労働局長に提出する。

1年間

被保険者数の維持 対象労働者数の維持 対象労働者の定着

支給申請

- ⑤ 「第2回支給申請書」を管轄労働局長に提出する。

1年間

被保険者数の維持 対象労働者数の維持 対象労働者の定着

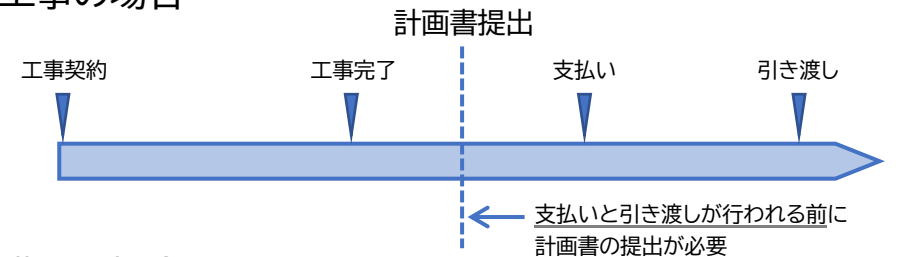
支給申請

- ⑥ 「第3回支給申請書」を管轄労働局長に提出する。

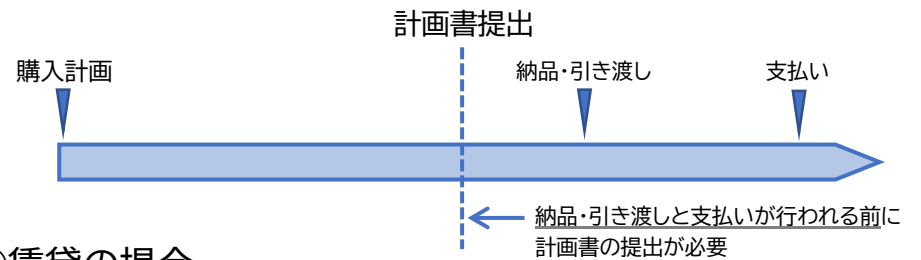
※ 支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業の実地調査を行います。

工事・購入・賃貸のスケジュールと計画書提出の時期

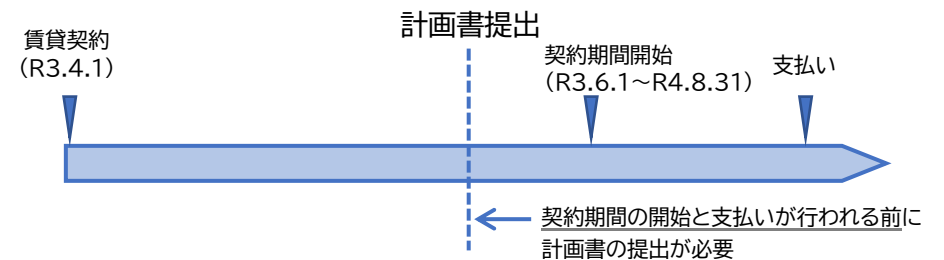
①工事の場合



②購入の場合



③賃貸の場合



中小企業事業主の範囲 ※初回 1/2 上乗せ支給対象

主たる事業	A 資本金の額 または 出資の総額	B 常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
その他の業種	3億円以下	300 人以下